

郵政福祉育英貸付弁済のしおり

本部・地方本部所在地及び問い合わせ先

	所 在 地	電 話 番 号
本 部	105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号	03-3502-3768
北 海 道	060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目20	011-218-8070
東 北	980-8650 仙台市青葉区五橋2丁目4-2	022-262-2166
関 東	130-8568 墨田区緑4丁目20-7	03-3635-7281
東 京	105-0001 港区虎ノ門2丁目9-14	03-3592-5581
信 越	381-8535 長野市高田654-1	026-223-1771
北 陸	920-0901 金沢市彦三町2-5-27	076-262-6245
東 海	461-0014 名古屋市東区槿木町1丁目21-2	052-971-1095
近 畿	530-0027 大阪市北区堂山町1丁目5	06-6312-7581
中 国	730-0005 広島市中区西白島町17-13	082-221-5444
四 国	790-0066 松山市宮田町131-1	089-945-1221
九 州	860-0846 熊本市城東町3-1	096-355-9301
沖 縄	900-0032 那覇市松山1丁目32-7	098-863-0802

大学及び高等専門学校、専修学校で勉学中のお子様のための資金援助として育英資金の貸付をしておりましたが、このたび、貸付金の交付期間が終了いたしました。

今後、この貸付金を弁済していただくこととなりますが、弁済金は、給与控除弁済していただきます。

このしおりは、郵政福祉の育英資金を弁済していただくにあたりまして、手続きと要領についてまとめたものです。

借用証書の書き方

- 金 額 お借りになった全部の金額です。
- 借 受 人 あなたご自身です。
- 連帯保証人 日本郵政グループ役職員の方で、あなたと連帯で弁済の責任を負っていただける方です。
- 弁 済 方 法 育英貸付返済額明細書のとおり 1 回の弁済金額を記入してください。
- 収 入 印 紙 貼付の上、私印等で割印してください。
 - 10 万円を超え、50 万円以下 400 円
 - 50 万円を超え 100 万円以下 1,000 円
 - 100 万円を超え 500 万円以下 2,000 円

弁 済

- ・ 弁済は、別添の育英貸付返済額明細書の償還表による月賦均等に併せ、夏期及び年末手当から給与控除の方法で弁済していただきます。
- ・ ご退職されたときは、育英貸付規程第 21 条により未弁済金を一括弁済していただきます。弁済されない場合は、連帯保証人の方に、請求することになりますので、ご迷惑のかからないようご注意ください。
- ・ 弁済を遅滞したときは、育英貸付規程第 20 条により遅滞金をいただきます。

最新の所属情報の同意

当法人が債権管理上で必要な次の個人情報について、所属会社から情報が提供されることに同意したことを前提に弁済していただきます。

《所属会社から提供される個人情報》

- ・最新の所属情報(会社・事業所・部課)
- ・氏名
- ・控除不能の理由(退職・休職・育児休業・出向等)及び当該理由の発生日

氏名、住所、連帯保証人の変更

改姓、住所、連帯保証人等に変更があったときは、直ちにその変更内容と償還表の承認番号(「18B0400 号」のように)を適宜の用紙に記入の上、郵政福祉本部あて郵送してください。